

■【トピックス】

円安・株高！



昨年の衆議院の総選挙以後、円安と株高が続いています。ただ、まだ実体経済には、景気回復の影響がありません。期待だけが先行している形になっています。当面は金融緩和の効果は、不動産などに向かうものと思われま

す。経済環境は、まだまだ不安定ですが、一刻も早く、この円安基調のうちに輸出産業の業績が上向き、その効果がその他の産業に幅広く波及することが望まれますね。

■【ビジネス・アイ】

有限会社の支配権

- 社長 「そろそろ真剣に株式のことを考えようと思うんだよ」
- 花野 「そうですね。相続税の増税も控えていますからいい時期かもしれませんね」
- 社長 「とりあえず、息子に少しずつ株式を贈与しようと考えているんだけど、息子が株式の過半数を確保できていればいいかな？」
- 花野 「過半数あれば、役員を選任できますから、最低限過半数は必要ですね」
- 社長 「最低限ということは、それでは十分ではないということなの？」
- 花野 「そうです！過半数では普通決議しか可決できないので、特別決議が必要な定款変更とかを考えると足りないですね」
- 社長 「特別決議に必要なのは、2/3以上あればよかったんだよね」
- 花野 「株式会社の場合は、そうですね。でも御社は有限会社なので2/3では足りないんですよ」
- 社長 「足りないって、どれだけあればいいの？」
- 花野 「有限会社の場合、特別決議を可決するために必要な議決権は、実は3/4以上なんですよ」
- 社長 「前の会社法改正の時に、有限会社も株式会社と一緒にになったと聞いていたんだけど、まだ違うところがあったんだね」
- 花野 「有限会社も実質的には、株式会社になったんですが違うところも残っているの注意が必要ですね」

■【今月のキーワード】

経営支配権

事業承継では、後継者が安定した経営支配権を確保できるように株式を移行する必要があります。

ここで経営権とは、取締役や監査役を普通決議で議決できる発行済株式の過半数を有することをいいます。また、支配権とは、定款変更に必要な特別決議を議決できる発行済株式の2/3以上を有することをいいます。通常、経営権と支配権のふたつを合わせて経営支配権といいます。

ただし、有限会社の支配権は発行済株式の3/4以上の株式を有することが必要になります。

■【今月の1冊】

『儲けの9割は「値決め」で決まる！』

西田 順正 著

中経出版 ¥1400

多くの中小企業が業績の悪化で苦しんでいます。それでも確実に利益を出している中小企業があります。その違いはどこにあるのでしょうか？

私がこれまで見てきた利益を継続的に出し続けている企業の特徴は、この本にあるとおりの「値決め」がしっかりしていることです。

「値決め」が経営の肝であることを思い出させてくれる良書です。経営者にお勧めです！



■【編集後記】

アルジェリアの天然ガス・プラントで、テロリストによる人質事件が起きました。日本人犠牲者のご冥福をお祈りします。

この間、情報が錯綜しましたが、政府による情報収集能力に不安を覚えましたね。

『経営のセカンド・オピニオン』vol. 71（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2013.2.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>